

記載例

金(均等割のみ課税世帯・追加給付分)「支給要件確認書」(要申請)

申請日 令和 6 年 3 月 1 日

受付

2 必ず押印してください。

1 申請日を記入してください。

3 必ず電話番号を記入してください。

鹿屋 太郎

昭和52年10月10日

鹿屋市共栄町20番1号

電話番号 0994 (43) 2111

【注意事項】

必ず確認してください。

※世帯主以外の方が記入する場合は、必ず世帯主の印を押してください。該当する方は下記の②のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

- ・世帯の全員が住民税課税者の「扶養親族」となっている場合
- ・世帯の中に未申告の所得がある世帯員がいる場合

注1 扶養されているかどうか分からない場合は、両親、子ども等家族に確認してください。

注2 課税情報の修正等により住民税所得割課税世帯となった場合は、給付金を返還する必要があります。

注3 虚偽の内容で申請した場合は、不正受給として給付金を返還する必要があります。

2. 住民税均等割のみ課税世帯とは、住民税均等割が課されている者のみで構成される世帯又は住民税均等割が課されている者及び住民税均等割が課されていない者で構成される世帯です。

■世帯主の方が記入してください。

【受給の希望】 ④ (チェック欄(□)に『✓』を入れてください)

① 私の世帯員が希望する場合は、①に「✓」を、
 上記注意事項に該当する場合や、受給を希望しない場合は②に「✓」を
 それぞれ記入してください。

② 私の世帯員以外の方が希望する場合は、②に「✓」を入れてください。
 対象外(世帯全員が住民税課税者の被扶養者) 受給を希望しない
 その他() ※②を選択した場合、以下の記入は不要です。

【受取口座】 以下の金融機関口座(過去の公的年金振込口座)に振り込ます

〇〇銀行 △△支店 普通 *
 口座名義：カノヤ タロウ

5 口座情報が印字されており、
 変更がない場合
 ⇒記入は以上です。

※上記以外の口座に振込みを希望する場合 ※上記【受取口座】欄が空欄の場合

下欄に口座を記入し、裏面の「確認書類添付台紙」に通帳等の写しを添付してください。

6

金融機関名 (フリガナ)

【受取口座】に口座情報が印字されていない、又は振込口座の変更を希望する場合は、口座情報を記入してください。
 ⇒世帯主の口座を希望される場合は、記入は以上です。
 ⇒必ず裏面に口座情報の写しを添付してください。

ゆうちょ銀行

6桁目以降の口座番号 (※欄に御記入ください。)

(右詰めで御記入ください。)

口座名義(フリガナ) ※通帳の表記に合わせてください。

ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を御記入ください。

1 0 ※

※代理人(世帯主以外)の口座に振込みを希望する場合

下欄に代理人の情報、世帯主の氏名を記入し、上欄に代理人名義の口座情報を記入してください。

また裏面の「確認書類添付台紙」に通帳等の写しと代理人の本人確認書類の写しを添付してください。

7

代

(フリガナ)

世帯主

住 所

世帯主以外の口座を希望される場合は、代理人情報を記入し、世帯主の署名(代筆の場合は押印)が必要です。
 ⇒必ず裏面に口座情報・代理人確認書類の写しを添付してください。

(委任欄)

価格高騰重点支援給付金の支給と受給について

※本申請印と同じ印を押印ください

印

価格高騰重点支援給付金(均等割のみ課税世帯・追加給付分) 「確認書類添付台紙」

振込先金融機関口座確認書類添付欄

※表面【受取口座】に印字されている口座を選択した場合は、添付不要です。

希望する受取口座の
金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる
通帳又はキャッシュカードの写し

代理人の本人確認書類添付欄

※世帯主名義の口座を選択した場合は、添付不要です。

以下のいずれか1点(氏名の記載があり、有効なものに限ります。)

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証
- ・学生証、会社の身分証明書、療育手帳、身体障害者手帳等
- ・国民年金手帳、年金手帳又は年金証書
- ・医療機関等の診察カード
- ・パスポート ほか

※法定代理人(親権者、成年後見人等)が申請する場合は、上記に加えて代理権を証明する書類の添付が必要です。

【留意事項】

- 本給付金に関する問合せについては、
電話:0994-35-1654(鹿屋市役所6階601会議室)まで御連絡ください。
- 金融機関の口座がない等の理由により、口座による受取が困難な場合は、上記に問合せください。
- 1人世帯で、当確認書による申請前に世帯主が死亡した場合は、支給対象となりません。
- 支給要件に該当するか確認できない場合は、関係書類の提出をお願いする場合があります。
- 申請期限までに、当確認書の提出がない場合又は特段の事情がなく市が申請者等に連絡・確認ができない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなします。